

日本看護協会「新型コロナウイルス感染における会員見舞金」の申請について

日本看護協会では、「新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度」の対象者とならない会員の方に見舞金をお送りします。

「新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度」の対象者とならない会員とは具体的に、介護施設や保育園で働く会員、本制度に加入していない医療機関に所属している会員などです。

「新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度」同様、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患し、政府労災等の認定を受けた場合に限り、休業見舞金3万円、死亡見舞金10万円を支給させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染状況等によって、年度途中でも終了する可能性があることを予めご了承ください。

【当見舞金の対象となる方(下記すべてに該当すること)】

- ✓ 公益財団法人医療機能評価機構が運営している「新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度」に勤務先の病院等が未加入であること。
- ✓ 業務に起因して新型コロナウイルスに罹患し労災認定を受けていること。
- ✓ 自治体等を含む他からの補償金を受領していないこと。
- ✓ 日本看護協会の会員であること。

【申請に係る提出書類】

当協会への申請は、**見舞金申請書(様式B)**に下記書類を添付してご提出ください。

なお、下記添付書類は提出される前にコピーをおとりください。提出後はコピーをとることができませんのでご注意ください。

見舞金種別	申請者	提出添付書類	
		労災保険の場合	地方公務員災害補償の場合
休業見舞金	本人	・ 休業(補償)給付請求書(写) ・ 支払決定・支払通知(写)	・ 休業補償請求書(写) ・ 休業補償決定通知書(写)
死亡見舞金	ご遺族	・ 遺族(補償)給付請求書(写) ・ 支払決定・支払通知(写)	・ 遺族補償年金請求書もしくは 遺族補償一時金請求書 ・ 遺族補償決定通知書(写)

【提出先・問合先】

公益社団法人青森県看護協会

〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20-30 県民福祉プラザ3階

TEL : 017-723-2857 FAX : 017-735-3836

e-mail : ao.nurse@ceres.ocn.ne.jp